

成年後見人等の申立て費用の助成が受けられます

後見等審判開始の申立てに必要な費用が負担できない方に対し、市が助成します。

●助成対象者

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方

- 1) 生活保護受給者
- 2) 次の①～④のすべてに該当する方
 - ①世帯員全員が市民税非課税
 - ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
 - ③世帯の預貯金と有価証券等ただちに換金可能な資産の合計額が、120万円以下
 - ④世帯がその居住している家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

ただし、次の場合は助成の対象となりません

- ・成年被後見人等が申立て費用を支払う能力のある親族等に扶養されている場合
- ・上記のほか、成年被後見人等や親族等が申立て費用を支払うことができる特別な理由があると認められるとき。

●助成対象経費

- ・収入印紙・郵便切手代
- ・診断書作成費用
- ・戸籍、住民票、成年後見人等の登記がされていないことの証明書の取得費用
- ・鑑定費用

●助成額

助成対象経費の範囲内で、世帯の預貯金及び有価証券等ただちに換金可能な資産の合計額により、次のとおりとなります。

- ・100万円以下の場合：申立て時に必要となった費用の全額
- ・100万円を超え120万円以下の場合：申立て時に必要となった費用の2分の1の額

●申請手続き

家庭裁判所に申立て書を提出した日から60日以内に申請してください。

鑑定費用は申立て後、家庭裁判所から鑑定費用の予納を求められたら速やかに申請してください。

注) 令和4年4月1日以降に家庭裁判所に申立てしたものが対象となります。

●申込み・お問合せ

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所高年介護課 電話0577-57-5200

成年後見人等の申立て費用の助成申請に必要な書類

- ① 高山市審判請求費用助成申請書
- ② 後見・保佐・補助開始等申立書の写し
- ③ 審判請求（申立て）の際に家庭裁判所に提出した財産目録及び収支状況報告書
- ④ 審判請求（申立て）費用が確認できる領収書等の写し
- ⑤ 審判請求（申立て）必要者及びその世帯全員の預貯金残高が確認できる書類（預貯金通帳の写し等）
- ⑥ 生活保護受給者である証明書（（対象者1）に該当する場合に限る。）
- ⑦ 申請者の本人確認ができる公的証明書
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類